

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岩）
発生日時	令和4年11月19日 05時40分ごろ
発生場所	広島県江田島市大奈佐美島南方沖 中ノ瀬灯標から真方位184° 860m付近 （概位 北緯34° 15.8′ 東経132° 22.4′）
事故の概要	油タンカー海光丸は、航行中、水上岩に衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 海光丸、346トン
船舶番号、船舶所有者等	143419、光和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船首部外板上部に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が船橋で単独の操船に当たり、レーダーを約1.5海里（M）レンジ及びコースアップとし、GPSプロッターを作動させ、大奈佐美島東方沖から奈佐美瀬戸を通航して南下しようとして、約11.7ノットの対地速力で、手動操舵により南南西進していた。</p> <p>船長は、右舷方（正横より船尾側）約1Mに紅灯を表示した小型船（以下「本件小型船」という。）を視認し、本船に少しずつ接近してくるので少し針路を左にした後、本船が本件小型船に先行し奈佐美瀬戸を通航するものと思い、目視で本件小型船の動静を監視していた。</p> <p>船長は、本件小型船が、本船に接近するような動きをした後、本船から離れたので船首方を見たところ、左舷船首方至近に岩のようなものを視認し、右舵一杯を取り、主機を全速後進運転にしたものの、本船の左舷船首部が水上岩（以下「本件水上岩」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、投錨して浸水等がないことを確認し、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、貨物船等の船長として20年以上の経験があり、本事故当時、本船の船長として約2か月間運航に従事して本事故発生場所付近を何回も通航し、本件水上岩を把握していたが、本事故直前に本件小型船の動静に意識を向けていたので、本件水上岩の存在を失念していた。</p>

	<p>船長は、本事故当時、視界が良く、慣れた航路であったので、レーダーやGPSプロッターを確認する必要がないと思い、目視のみで見張りを行いながら航行を続けていた。</p> <p>本件水上岩は、^{やぐらishi} 檣石と呼称され、いくつかの岩が連なった構造になっており、最大幅が約40m、最大高さが約20mであった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けていたところ、右舷船尾方から接近してきた本件小型船の動静に意識を向けていたことから、本件水上岩に向かっていることに気付かず、左舷船首方至近に本件水上岩を視認して右舵一杯とし、主機を全速後進運転としたものの、本件水上岩に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を何回も通航し、本件水上岩を把握していたものの、本事故当時、本件小型船の動静に意識を向けていたことから、本件水上岩の存在を失念していたものと考えられる。</p> <p>船長は、視界が良く、慣れた航路であったことから、レーダーやGPSプロッターを確認する必要がないと思い、目視のみで見張りを行いながら航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が航行中、船長が、目視のみで見張りを行いながら航行を続けていたところ、右舷船尾方から接近してきた本件小型船の動静に意識を向けていたため、本件水上岩に向かっていることに気付かず、本件水上岩に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水道を通航する際、他船の動静のみに意識を向けることなく、目視、レーダー及びGPSプロッターにより障害物等の周囲の状況を確認しながら航行すること。 ・ 船長は、水道の入口付近において他船を避航する際、針路変更による場合は障害物等に接近することにならないか十分に注意し、障害物等を確認する余裕がない場合は、大幅に減速するなど適切な避航動作を採り、安全な態勢で水道に進入するように努めること。